

高落札率入札調査制度の取扱い要領

1 目的

失格になったものを除き、予定価格(税抜)に対する最低入札価格(税抜)の比率(以下「落札率」という。)が、著しく高い場合(以下「高落札率入札」という。)に、適正な積算に基づいて入札価格(税抜)が設定されているか否かを調査することを目的とする。

2 対象

工事請負契約又は委託業務契約を締結しようとする場合におけるすべての競争入札のうち、調査基準の設定に示すものを対象とする。

3 調査基準の設定

落札率が、95%以上となったものを高落札率入札とする。

4 入札

失格になったものを除き、高落札率の入札事業者名及び、入札価格を入札(開札)場所で公表し、調査基準以上なので所要な調査する旨、落札決定を保留する旨及び、調査結果は契約監理室ホームページに記載する旨宣言し、入札(開札)を打ち切る。

高落札率の入札事業者に対しては、見積設計書(基本方針の調査項目等が確認できる資料が添付されているもの)を提出させる。入札(開札)が午前中の場合は当日午後5時まで、また入札(開札)が午後の場合は翌日の正午までに見積設計書を提出させる。提出期限までに見積設計書を提出しなかった場合は、失格とし次回の指名を保留する。

5 調査

失格者以外の高落札率入札事業者全員から入札価格の見積設計書を提出させ、適正な積算が行われているか否かについて調査する。

調査にあたっては、契約審査委員会(契約監理室長、契約参事、検査参事、設計審査主査、設計・工事担当課長)で行う。

調査の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は談合の疑いが濃厚であると判断した場合は、津山市建設工事等入札指名委員会に報告し、審議するものとする。

6 落札決定

調査の結果、落札適正な積算に基づいて入札価格が設定されていると判断されるときは、落札とする。

適正な積算による落札となるべき入札事業者が複数いる場合は、くじ引き(電子入札の場合は電子くじ)により落札事業者を決定する

7 電子入札

電子入札については、上記に定めるもののほか津山市電子入札実施要領による。

8 施行

平成20年7月1日から適用する。

改正 平成21年7月1日